

**(仮称) 青森梨の木クリーンセンター廃棄物最終処分場（管理型）建設事業  
環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの知事意見**

**1. 総論**

**(1) 事後措置等**

環境監視及び事後調査を適切に実施し、対象事業実施区域及びその周辺における自然環境並びに生活環境に対する影響を回避又は極力低減すること。また、調査結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を実施すること。これら措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、それまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

**(2) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明**

対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

**(3) 電子縦覧の継続**

環境影響評価図書は、地域の環境を良好に維持する上で必要性の高い情報であり、また事業の透明性を高めるために、条例に基づく縦覧期間終了後も継続して公表に努めること。

**2. 各論**

**(1) 騒音・振動**

対象事業実施区域周辺には、複数の住居その他の福祉施設が立地しており、工事中及び供用開始後における騒音・振動等が生活環境に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

廃棄物の処理による騒音レベルの予測結果において敷地境界最大地点が、評価基準とした「青森市公害防止条例」における工場等において発生する騒音に係る規制基準を超えていることから、規制基準を超えないための環境保全措置を検討した上で、改めて予測及び評価を実施すること。

**(2) 悪臭**

悪臭の予測において、類似事例を引用する予測手法としているが、類似性について、埋立能力及び埋立産業廃棄物の種類のみから検討していることから、地形

や年間の気象条件を踏まえて類似事例の妥当性を再検討し、悪臭の予測結果に記載すること。

### (3) 水質

ア 水質（濁り）の予測において、調査方法として「対象事業実施区域内の土壤を採取し、」とあるが、土壤試料の採取位置、種類が不明であることから、明示すること。その上で、事業実施区域内の土壤は、黒ボク土壤、褐色森林土壤、乾性褐色森林土壤で構成されていることから、少なくとも3地点からの試料をもとに予測するべきであり、このことを踏まえて、必要がある場合は調査を追加すること。

イ 施設供用中の放流予定河川（表7-153、154）及び駒込川（頭首工）の健康項目の予測結果（表7-155）において、全シアン、アルキル水銀、PCBが検出され、環境基準を超過する予測結果となっているが、予測結果の記載（p422）においては、「環境基準を達成する」、「不検出になる」等となっている。

健康項目については、水域類型に関係なく環境基準が適用されることから、各水域において、確実に基準に適合するよう浸出水処理施設の放流水の「設定水質濃度（表7-152）」を設定するとともに、当該設定濃度で処理施設を維持管理すること。

なお、より精度の高い予測手法の採用や、予測項目の現況を計算上定量下限値とした場合の結果の記載等について他の評価事例を参考とするなどにより、放流水による水質影響の予測結果を住民に分かりやすく示すこと。

### (4) 地下水

ア 対象事業実施区域の下流部には原別配水所水源保護区域があり、原別配水所は地下水を水源としていることから、当該水源の水質に影響を及ぼさないよう万全を期する必要がある。このため、対象事業実施区域の地下水層の深度と流向を把握し、万が一であっても漏出水が水源保護区域に到達することがないよう、その前の段階で検知する必要がある。

そのための施設供用中の地下水モニタリングの頻度について、環境影響評価準備書では「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」等の規定に基づき、「地下水等検査項目及びダイオキシン類」について年1回としているが、区域下流側約1.5kmに広く水源保護区域が存在するという本事業の地域特性に鑑み、その時期及び頻度について再検討すること。

イ 施設供用前の地下水の上流・下流のモニタリングは、現状を把握しておき、供用開始後に当該最終処分場の異常等を感知するために極めて重要な調査項目であ

ることから、以下の1)～3)について調査又は検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。

- 1) 対象事業実施区域の地下水脈流向等の状況を調査するとともに、モニタリング井戸の水位、上流と下流の位置等選定の理由を明らかにすること。
- 2) モニタリングする地下水の上流・下流は、通年で安定して採水できる箇所を選定する必要があることから、水量が不足し通年での調査ができなかった上流部について、適切なモニタリング地点を選定し、通年とみなせる頻度及び時期での調査を行うこと。
- 3) モニタリング井戸（下流部）の調査結果によると、砒素、鉛、総水銀、ダイオキシン類が、環境基準を超過している。青森市によると、検出されている砒素以外の鉛、総水銀、ダイオキシン類は、同市で実施している地下水常時監視において、環境基準を超過して検出されたことはないとのことである。このため、追加調査や専門家の意見聴取などにより、鉛、水銀については地質由来と判断した理由を明確にすること。また、ダイオキシン類については、土地の利用状況等も踏まえた上で、考えられる原因を示すこと。

#### （5）地盤

埋立地は火山灰性粘性土であり、その安定性に懸念がある。埋立地の地盤が沈下した場合には、処分場全体の構造に影響し、下流域の環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、埋立地基礎地盤の安定性に関する地質調査結果を提示した上で、地盤改良を含む地盤対策の必要性について検討し、必要がある場合はその方法（地盤改良を行う場合は環境対策についても）を示すこと。

#### （6）植物

改変区域内に生育するエビネ、ヤマシャクヤクについて、改変区域外の同個体の確認箇所に移植する代償措置を講じるとしているが、移植後の活着や生育が良好となるよう移植の具体的な時期及び方法等について、専門家の意見を聴取した上で検討し、その内容について環境影響評価書に記載すること。

#### （7）動物

ア 対象事業実施区域周辺における希少猛きん類であるクマタカ等の生息・繁殖状況を踏まえ、造巣期から巣内育雛期（特に抱卵期から巣内育雛期前半）までの工事を避けるなど工事時期を調整する環境保全措置を検討すること。当該措置が困難な場合は、環境影響評価準備書に記載の環境保全措置に加え、工事前及び工事中にクマタカ等の生息・繁殖状況に応じて、専門家の助言を得ながら速やかに工事計画を見直すなど、適切な追加措置を講じること。

なお、施設供用後のクマタカの事後調査については、専門家の意見を聴取した上で一定期間継続し、その保護に万全を期すこと。

イ アカハライモリ、キイトトンボについて、繁殖地である可能性が高い溜池が改変区域内にあり消失が避けられないため、改変区域外に溜池の代替となる発生地を創出し移植する代償措置を講じるとしているが、具体的な時期及び方法等について専門家の意見を聴取した上で検討し、その内容について環境影響評価書に記載すること。

ウ ケシゲンゴロウについて、改変区域外に溜池の代替となる発生地を創出し移植する代償措置を講じるとしているが、移植の具体的な時期及び方法と事後調査の具体的な時期及び方法について、専門家の意見を聴取した上で検討し、その内容について環境影響評価書に記載すること。

エ ニホンザリガニについて、改変区域外に水みちのルートを変更する回避・低減措置を講じるとしているが、事後調査の具体的な時期及び方法について、専門家の意見を聴取した上で検討し、その内容について環境影響評価書に記載すること。

オ ミヤマサナエについて、改変区域外に生息可能な水みちを創出し移植する代償措置を講じるとしているが、事後調査の具体的な時期及び方法について、専門家の意見を聴取した上で検討し、その内容について環境影響評価書に記載すること。

#### (8) 景観

環境影響評価方法書における環境影響評価項目の選定において、景観については、青森市のふるさと眺望点からの視点で影響は極めて小さいとの理由で、環境影響評価項目に選定しないと整理されたが、青森市では、「青森市景観条例」に基づき青森市景観計画を定めていることから、同計画に基づき「景観形成重点地区（三内丸山遺跡周辺及び小牧野遺跡周辺）」の資産内（主要な視点場）からの眺望を考慮した上で、改めて「景観」の選定の必要性について検討すること。

#### (9) 廃棄物

伐採木を有価物として再資源化するとしているが、発生量が多く、一度に搬出することは困難であり、搬出までの間、一定期間、保管を行う必要があるものと考えられる。このため、再資源化が行われるまでの伐採木の取扱いについて示すこと。

#### (10) 残土等

環境影響評価方法書段階においては、事業の実施に伴い対象事業実施区域外に搬出する土砂等があるとして、当該土砂等を環境影響評価項目に選定しており、その発生量を、工事手法、工事規模等の工事計画に基づき、統計的手法、排出量原単位を用いる手法、類似事例等から明らかにするとしていたが、環境影響評価準備書においては区域外に搬出する土砂がないとして項目に選定していない。

当該保管場所については、「宅地造成及び特定盛土等規制法」を遵守し沈砂池を設置するとしているが、環境影響評価準備書において、残土・覆土の保管場所の規模が明示されておらず、図2-4（平面図）を見る限りでは廃棄物埋立地と比較しても相当規模の広い面積となっている。

当該保管場所が廃棄物埋立地の上流側、かつ、高い位置に計画されているため、盛土崩壊や降雨時に濁水が発生した場合は、下流の環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、関係法令の各種技術基準の遵守はもちろんのこと、加えて、保管場所を含む盛土の具体的な規模を明示した上で、その安定性、濁水流出防止対策、景観対策、覆土利用時の掘削部対策等について示すこと。

#### (11) その他

ア 施設の供用期間中において、「適時モニタリング調査等」を行うとした環境項目について、その時期（又は必要となるタイミング）、頻度等をあらかじめ示すこと。特に悪臭については、事後調査の必要性の中で、定性的な予測の不確実性を補うために適時モニタリング調査等により環境影響低減に配慮するとしていることから、これを実施すること。

また、土地の造成を含む工事中において、水質（濁り）については、事後調査の必要性はないとしているが、改変面積が著しく大きいことから、工事期間中の環境モニタリングについて検討すること。同様に工事中の粉じん（降下ばいじん）についても、検討すること

以上の事後調査における環境モニタリングについて、法令、指針等に基づいて実施する項目については「発生するガスの流量」も含めて環境影響評価書に記載するとともに、適時モニタリング調査等を行うとした項目についても、上述を踏まえて検討し、合わせて「第9章 事後調査計画」への記載を検討すること。

イ 廃棄物最終処分場の造成において切土部の「切土勾配は1:1.0以上」としているが、対象地は火山灰質粘性土であり、かつ、地下水位の把握状況が不明であることから、その安定性に懸念がある。

法面の安定性が低下し、洗堀や崩落により濁水が発生した場合には、下流域の環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、切土勾配の妥当性を示すため

に、対象地点（図2－5 縦断図 測点No.32～36の範囲）の地質調査結果（柱状図、N値分布、土質試験に基づく強度定数）を提示し、降雨・湧水を考慮した斜面安定解析及び濁水発生の可能性評価を行った上で、法面の安定性を確保すること。

ウ 廃棄物最終処分場の造成盛土部（堤体）について、設計・施工の妥当性が確認できないことから、その安定性に懸念がある。

工事中及び供用時に、法面崩壊に伴い濁水や埋立廃棄物が流出した場合には、下流域の環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、盛土部に使用する発生土の土質調査を行い、締固め基準を明確にした上で、荷重条件・降雨条件を考慮した法面安定解析の結果を提示することにより、十分な安全率が確保されることを示すこと。

エ 計画埋立処理量を1年間当たり56,400m<sup>3</sup>としているが、廃棄物の受入計画や近年の県内処分場の年間埋立総量に照らして妥当であるかを検討し、その結果を踏まえて、必要により事業計画を見直すこと。